

目的

- この法律は、**定年の引上げ**、**継続雇用制度の導入**等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する**就業の機会の確保**等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

定義

- 「高齢者」とは、**55歳以上**の者をいう。
- 「高齢者等」とは、高齢者及び次に掲げる者で高齢者に該当しないものをいう。
 - 中高年齢者(**45歳以上**の者をいう)である求職者(②に掲げる者を除く)
 - 中高年齢失業者等(**45歳以上65歳未満**の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう)

基本的理念

- 高齢者等は、その**職業生活の全期間**を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、**職業生活の充実**が図られるように**配慮**されるものとする。
- 労働者は、高齢期における**職業生活の充実**のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の**設計**を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に**努める**ものとする。

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進等

	定年を定める場合の年齢	高齢者雇用確保措置	高齢者就業確保措置
原則	定年の定めをする場合には、当該定年は、 60歳を下回る ことができない。	定年(65歳未満 のものに限る)の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の 65歳までの安定した雇用を確保 するため、次の各号に掲げる措置のいずれかを 講じなければならない 。 ① 定年の引上げ ② 継続雇用制度 ③ 定年の定め廃止	定年(65歳以上70歳未満 のものに限る)の定めをしている事業主又は 継続雇用制度 (高齢者を70歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く)を導入している事業主は、その雇用する高齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、 65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない 。 ① 定年の引上げ ② 65歳以上継続雇用制度 ③ 定年の定め廃止
例外	高齢者が従事することが困難であると認められる業務として省令で定める業務(= 坑内作業)に従事している労働者については、この限りでない。		事業主が、過半数労働組合等の同意を得た「 創業支援等措置 」を講ずることにより、その雇用する高齢者について、定年後等又は65歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後70歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

※「**創業支援等措置**」は、次に掲げる措置をいう。

- その雇用する高齢者が希望するときは、当該高齢者が**新たに事業を開始**する場合に、事業主が、当該事業を開始する当該高齢者(「**創業高齢者等**」)との間で、当該事業に係る**委託契約**その他の契約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の**就業を確保**する措置。
- その雇用する高齢者が希望するときは、次の①～③の事業について、当該事業を実施する者が、当該高齢者との間で、当該事業に係る**委託契約**その他の契約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の**就業を確保**する措置。
 - 当該事業主が実施する**社会貢献事業**
 - 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する**社会貢献事業**
 - 法人その他の団体が実施する**社会貢献事業**であって、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

高齢者雇用等推進者

- 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、**高齢者雇用確保措置**等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するよう**努めなければならない**。

事業主による高齢者等の再就職の援助等

	再就職援助措置	多数離職の届出	求職活動支援書の作成等
本則	事業主は、 再就職援助対象高齢者等が解雇 (自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他省令で定める理由により 離職 する場合において、再就職援助対象高齢者等が再就職を希望するときは、 求人の開拓 その他当該再就職援助対象高齢者等の再就職の援助に関し必要な措置(「 再就職援助措置 」)を講ずるよう 努めなければならない 。	事業主は、再就職援助対象高齢者等のうち 5人以上 の者が省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、その旨を 公共職業安定所長 に届け出なければならない。	事業主は、 解雇等 により離職することとなっている高齢者等が 希望 するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く)として省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(「 求職活動支援書 」)を作成し、当該高齢者等に 交付 しなければならない。
備考	再就職援助措置の対象となる高齢者等の範囲は、 45歳以上70歳未満 の者であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。 ① 日々又は期間を定めて 雇用されている者(同一の事業主に 6月 を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。) ② 試みの使用期間中 の者(同一の事業主に 14日 を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。) ③ 常時勤務 に服することを要しない者として雇用されている者 ④ 事業主の雇用する高齢者のうち、他の事業主との間で締結した継続雇用制度及び65歳以上継続雇用制度に規定する契約に基づき雇用する者	届出は、 多数離職届 を当該届出に係る離職が生ずる日の 1月前 までに所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。	事業主は、求職活動支援書を作成する前に 高齢者離職予定者 に共通して講じようとする再就職援助措置の内容について、過半数労働組合等の 意見 を聴くものとする。

高齢者の雇用状況等の報告

- 事業主は、毎年、**6月1日**現在における定年、継続雇用制度、65歳以上継続雇用制度及び**創業支援等措置**の状況その他高齢者の就業の機会の確保に関する状況を**翌月15日**までに、**高齢者雇用状況等報告書**により、管轄公共職業安定所長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。